

今回は6月定例会について報告いたします。

## 6月定例会（5月31日～6月21日）での一般質問（6月20日）

6月定例会では次の7項目について質問させていただきました。

- 1 えびの～鹿児島空港間の公共交通手段確保について（開始～15:05）
- 2 特許登録された種子の自家採取について（15:05～17:25）
- 3 職員採用について（17:25～34.15）
- 4 美化センター長寿命化計画等作成業務委託について（34:15～51:20）
- 5 介護予防・生活支援サービス事業について（51:20～53:10）
- 6 子どものスマホ利用について（53:10～1:05:10）
- 7 防災関係機関との連絡について（1:05:10～最後）



6月定例会動画



紙面の都合上、本誌では5項目について概要報告させていただきます。

### 1 えびの～鹿児島空港間の公共交通手段確保について

高速バス宮崎～鹿児島間の「はまゆう号」の運行再開への取り組み状況を探りました。

#### [企画課長答弁概要]

「はまゆう号」は宮崎交通と南国交通の共同運行でしたが、運行再開を要望した時は、路線単体として一度も黒字が無い路線だったなど厳しいご回答でした。その代替策として、運行中の鹿児島～福岡間等のバスへの乗降をえびので出来るよう、今年度も要望しましたが、国が定めた、自動車運転者の労働時間等改善のための基準を根拠に厳しいご回答でした。

7月末予定の県知事要望の際に、鹿児島空港までのアクセスについて要望する予定です。[終]

鹿児島までの公共交通が無いことで市民の皆様が困られています。鹿児島空港までも公共交通を使えばかなりの改善だと思います。えびの～鹿児島空港間でのデマンド型のバス又はタクシーの運行を検討していただきたく、市長のお考えをお尋ねしました。

#### [市長答弁概要]

鹿児島空港までのデマンドバス・タクシーについての支援について照会しましたが、今のところ国・県の支援は無く難しいと思います。[終]

山口県の宇部空港では、山口市行きは湯田温泉から概ね4キロメートル以内の範囲でどこでも乗り降りできる、乗合タクシーが運行されています。

これは、「スマート空港タクシー」と名付けられており、複数の予約があっても、最適ルートをAIが設定し乗り合わせるデマンド方式のタクシーです。航空機の離発着時刻と合わせて9便の時刻が設定されています。

宇部空港から新山口駅までバスの料金が910円に対し、「スマート空港タクシー」では片道普通運賃が運行時間によって3500～5000円に設定されています。普通のタクシーの通常運行の料金、約1万円と比べかなり割安です。

このような「予約型の空港乗り合いタクシー」をえびの～鹿児島空港間で運行することを、ぜひ検討していただくよう市長にお願いしました。

#### [市長答弁概要]

まずは高速バスの復活をお願いしていきたい。えびの市独自でのデマンドタクシーなど交通サービスの確保は、財源が必要だし需要を把握するプロセスも必要で、えびの市にこういったものがあっているのか具体的に調査したいと思います。[終]

空港乗合タクシーの事例

空港	行先	所用時間	料金
宇部空港 (山口県)	山口市	1時間	3,500～ 5,000円
	下関市	1時間半	3,000円
	萩市	1時間20分	4,000円
萩・石見空港 (島根県)	萩市	1時間15分	2,800円
	山口県阿武町	50分	2,200円

## 2 特許登録された種子の自家採取について

特許登録された種子の遺伝子を持つ種子を、そうとは知らないまま自家採取した場合に、特許侵害となって損害賠償を請求されることが起こり得るのかどうか、お尋ねしました。

### [畜産農政課長答弁概要]

改正種苗法では、登録品種の種の採取や接木などにより、次の世代を生み出すなどの自家増殖する行為は、育成者権者の許諾が必要となっており、育成者権者の許諾を受けない自家増殖は育成者権の侵害とみなされ、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、又はこれらの両方が課せられます。この法律が適用されるのは、登録品種を無断で生産・販売など、業としての行為を行った場合であり、家庭菜園で観賞用や自家消費用として栽培する行為は対象外です。

登録品種に権利が及ぶのは、登録品種と全ての特性が同じ場合であり、農業者が栽培している一般品種に登録品種の花粉が交雑してとれる種は、登録品種とすべての特性が同じにはならないため、登録品種の育成者の権利の侵害には当たりません。[終]

## 3 職員採用について

広報えびの4月号を見て、今年度、えびの市役所に新たに11人の方々が採用されたことを知りました。令和元年度・2年度と比較すると倍以上の11人を採用された考え方をお尋ねしたところ、昨年同様に退職者補充とのことでした。

総務省が公表している、人口1万人当たりの職員数のデータ(令和3年4月1日)を見ると、えびの市は類似規模の自治体と比較して職員数が多い状況です。具体的に鹿児島県の阿久根市と比較して、人口1万人当たりの職員数が、えびの市は120.65人、阿久根市は95.25人です。えびの市の人口は阿久根市より約1,000人少ないのに、人口1万人当たりの職員数は38人多い、これは27%も多い状況です。

昨年策定された第六次えびの市総合計画では2050年度の人口が、産業団地のプラス効果を見込んだ場合でも9,740人と推計されており、2040年代に1万人を下回ると予想されています。これほどの人口減少が現実になる2040年代では、職員数の300人を維持するのは財政的にも無理だと考えられます。そうであれば、市役所職員の長期的な要員計画及び採用計画を検討すべきだと思いますが、市長のお考えをお尋ねしました。

### [市長答弁概要]

人口が減少してきますので、えびの市としてはコンパクトな市役所を作っていく必要があると思っています。人口が減る中で市民の皆さんでカバーしていただいた部分がなかなかできないという、市民サービスのニーズの高まりもあります。スリム化、人件費の抑制、ランニングコストの抑制は行っていかなければならないと思っています。業務の効率化やアウトソーシングの研究も進めながら、人件費等のランニングコストの抑制は検討していきたいと思っています。[終]

えびの市役所の業務運営を、人口が1万人を下回る将来にわたって円滑に進めていくためには、財政的に無理が無い状態で動かしていかなければなりません。人口が1万人くらいになった時の、市役所の業務の在り方、人員構成を今の内から検討しておく必要があると思います。

市長には、このことを今一度しっかり考えていただくようお願いしました。

令和4年度の退職者は、定年退職が6名、中途退職が6名とお聞きしました。中途退職者の年代は、20～30歳代4名、50歳代2名で、この内5名の方が新天地での活躍を求めて中途退職されたことについて、市長のお考えをお尋ねしました。

### [市長答弁概要]

出来れば終身雇用で働いていただきたいという思いもありますが、それぞれの皆さんの人生の中で新しい環境を求める方が増えています。えびの市としては、続けて働いていただきたいという思いですので、職員のやりがい等を含めて職員が働きやすい環境をこれまで同様に作っていききたいと思います。[終]

新天地を求めての中途退職者が出る背景に、やりがいや達成感を感じられていないことが危惧されます。やりがいを感じる事が出来る「職場作り」、そして「人材育成」について副市長にお尋ねしました。本誌では割愛させていただきましたが、動画でご確認いただければ幸いです。

宮崎日日新聞の記事(4月13日付)で、2022年度にえびの市を含む6機関が法定雇用率を下回っており(えびの市では3人の雇用が不足)、宮崎労働局が是正を本市に勧告したと書かれていました。障害者雇用に対する社会的責任について市長にお尋ねしました。

#### [市長答弁概要]

障害者雇用が法定雇用率に達していないことは大きな課題だと認識しています。

是正のために、昨年度から障害を持つ方と会計年度任用職員の雇用とのマッチングに取り組んでいます。令和5年6月1日現在、障害者手帳をお持ちの方を8名雇用しており、前年同時期と比べ2名の増員が来ています。関係する法の趣旨に基づき目指す社会の実現に向けて率先する立場であることから、障害者の雇用を進めていきたいと思っております。[終]

地方公共団体の法定雇用率は、これまで2.5%でしたが、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日からは2.8%に引き上げられます。今年度中にあと2人の雇用が必要だと思います。その達成にどのように取り組まれるのかお尋ねしました。

#### [総務課長答弁概要]

来年の6月1日が国への報告の基準日ですが、その時点の目標人数は10人で、今年の8人よりは2人増になります。今年6月に障害者の雇用が1名増え、6月20日現在、市役所全体では障害者を9名雇用しており法定雇用率は満たしていますが、来年度以降、法定雇用率が上がるのでその対策が必要だと考えています。(今年度中に障害者1人以上の雇用が必要。)[終]

#### 4 えびの市美化センター長寿命化計画等作成業務委託について

長寿命化計画等作成業務は、美化センターの焼却施設を大規模改修する計画を作成する業務で、専門知識が必要な業務を委託されるものと認識していました。公募の実施要領を見た時に驚いたのですが、公募開始が4/18、参加表明期限が4/26という9日間の日程は短すぎると思います。えびの市が公募した仕事に応募される業者さんが、応募するかどうかの検討及び応募のための書類作成に必要な時間を、無理することなく確保できる日程で発注することは、発注者としての責務だと私は思います。市長のお考えをお尋ねしました。

#### [市長答弁概要]

私たちが公募する上では、応募資格のある皆さん方には公平に情報が提供され、たくさんのエントリーが行われることで、競争が行われるよう環境を作ることが必要だと考えています。[終]

今後は公募開始から締め切りまで1か月程度を確保するよう改善の検討をお願いしました。

「長寿命化計画等」は、美化センターの焼却施設等を大規模改修するための計画だと認識していたのですが、委託時の実施要領を見ると、「循環型社会形成推進地域計画」や「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画見直し作成業務」、「財産処分承認報告書作成業務」が含まれていました。この3つの計画等は、市役所職員が自分で策定すべきものだと私は考えます。

「循環型社会形成推進地域計画」は、小林市と高原町は平成29年12月に策定しています。

この内容を見ると、し尿処理や生活排水、ごみ処理などの、現状の処理数量と将来の目標値、現有処理施設の概要などが記載されています。

この計画をえびの市職員自らで作る場合、先行自治体の計画を参考に、えびの市の実績データと将来の目標値を記載すれば良いわけです。

実績値は業者さんが持っているのではなく、市役所にあります。

目標値も業者さんに提案してもらうのではなく、市が独自で設定すべきものだと思います。

市が自ら策定すべきと考えられる計画を外注した理由をお尋ねしました。

#### [市民環境課長答弁概要]

「循環型社会形成推進地域計画」は、美化センターの焼却施設等の大規模改修工事にあたり国の交付金をいただくために作成する計画です。小林市と高原町も外部委託されていました。[終]

策定するきっかけは何であれ、将来計画を策定する際には、えびの市としてきちんとしたものを作っていたきたい。「循環型社会形成推進地域計画」には、し尿処理や生活排水の項目もあるので、焼却施設の検討をする事業者さんに作ってもらう必要は無かったと私は思います。

## 6 子どものスマホ利用について

東北大学の川島隆太教授が書かれた「スマホが学力を破壊する」という本では、「今すぐに法律を作って未成年のスマホ使用を禁じなくてははいけません。」と提言されています。

この本で最初に出てくるグラフ 1-1 が衝撃的です。(下のグラフ参照)

宮城県の仙台市立中学校に通う 2 万 2,390 名のデータを解析したものです。

家庭での学習時間の長さで、30分未満、30分から2時間未満、2時間以上の3つのグループを作り、グループごとの数学の平均点を縦軸にしたグラフです。

平日の携帯・スマホ使用時間を調査し、スマホを全く使用しない群から4時間以上使う群までの6つの群に分けて、平均点を計算しグラフ化してあります。

スマホ使用時間が1時間未満の群は、平均点が、全く使用しない群と同等か上がっていますが、スマホ使用時間が

1時間以上の群は、使用時間が長くなるほど右肩下がり成績が下がっています。

衝撃的なのは、スマホ使用が3時間以上で学習時間が2時間以上の群の平均点が、スマホを使用しないで学習時間が30分未満の群の平均点よりも低いということです。

ほとんど家で勉強しないけれどスマホを使わない生徒の方が、家で2時間以上勉強するけれどスマホを3時間以上使ってしまう生徒よりも成績が良いという事実です。

2時間以上勉強している努力が、スマホを使うことで無駄になってしまっているのです。

また、「スマホはどこまで脳を壊すか」という本の内容も衝撃的です。

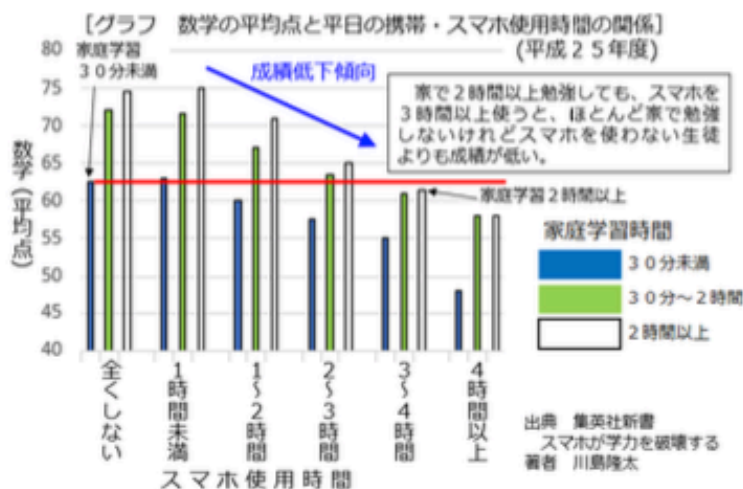
東北大学が平均年齢11歳の子ども達223人を3年間追跡調査し、インターネット使用習慣を「機器を持っていない」から「ほぼ毎日使用する」の7段階の項目で聞き、言語能力に関する知能検査を行うと共に、脳の発達を調べるためにMRIで脳の写真を撮影したそうです。

その結果ですが、インターネットをたくさん使っていた子ども達ほど、3年間の言語能力の発達が小さく、幅広い範囲における脳の発達に悪影響が見られたそうです。インターネットを「ほぼ毎日使用する」と回答した子ども達の脳の発達は、ほとんどゼロだったと報告されています。3年間で脳が全く発達していなかったというのは恐ろしいことだと思います。

子ども達のスマホ利用を1時間以内にされた方がよいことを、子ども達自身と保護者の方々にお知らせして、スマホの利用時間を抑制するよう、これまで以上に働きかけていただくよう教育長にお願いしました。

### 【教育長答弁概要】

脳とスマホ等との長時間使用の課題等については承知しています。スマホ等の使用時間の制限を、これまでも指導しています。保護者の皆さんへのしっかりとした周知と、危険性についての理解を深めていただけるよう、学級懇談会等で促したいと思っております。【終】



## あべつみ後援会

(会長 池嶋 幸)

〒889-4152

えびの市大字島内1172番地15

あべつみ (阿部哲己)

電話 (FAX) 0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>

(フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます)

ホームページ



フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットがご覧いただけます。  
フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人も  
ご覧いただけます。